

事務連絡

令和3年4月5日

各都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

使用済みリチウムイオン電池の適正排出に関する広報資料の作成について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物となった際に適切に排出されず、破碎等を行う中間処理施設で衝撃が加わった際に発火し、火災事故等の原因の一つとなっています。

このため、不要になったリチウムイオン電池及び電池使用製品は、事業場や工場では適切に分別して処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託し、家庭では市町村のごみ捨てルールに従って捨てる必要があります。今般、環境省では、下記のとおり、排出事業者向けポスター及びチラシ並びに市民向け動画を作成しました。

つきましては、排出事業者への指導等に当たり、これらの広報資料を御活用ください。

## 記

### 1. 排出事業者向けポスター・チラシ

リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時の留意事項（「無理に外さない」、「他の廃棄物と混ぜない」、「ぬらさない」、「電池の端子部分を露出させない」）、電池使用製品の具体例等を示し、分別して適切に排出していただくよう呼びかける内容となっています。（左：ポスター、右：チラシ）



## 2. 市民向け動画

リチウムイオン電池・電池使用製品の正しい捨て方を紹介する動画を3種類作成し、YouTubeに掲載しています。

- ・セーフリサイクル！リチウムイオン電池！（正しい捨て方の動画）

<https://youtu.be/dQWAqx1D0oA>

- ・セーフリサイクル！リチウムイオン電池！ 児童向け ver.

<https://youtu.be/srJ6IR49jz4>

- ・セーフリサイクル！リチウムイオン電池！ Short ver.

<https://youtu.be/3HtuVup48cY>

## 3. 広報資料掲載場所

環境省ウェブサイト「リチウムイオン電池関係」

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

以上

<連絡先>

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課  
担当：平塚、嶋田

TEL：03-5501-3156（直通）

E-mail：[hairi-sanpai@env.go.jp](mailto:hairi-sanpai@env.go.jp)